

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（令第8条第1項に規定する条例で定める割合）

第6条の2 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50（辻堂南部公園にあつては、100分の70）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園に設ける運動施設の当該都市公園の敷地面積に対する割合について条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を定める必要による。